

事業計画に係る意見書の取扱手続きの概要

- (1) 市町村が土地区画整理事業を施行しようとする場合は、事業計画を作成し、2週間公衆に縦覧することとなっています。

(土地区画整理法第55条第1項)

都道府県又は市町村が第52条第1項の事業計画を定めようとする場合においては、都道府県知事又は市町村長は、政令で定めるところにより、事業計画を2週間公衆の縦覧に供しなければならない。この場合においては、市町村長は、あらかじめ、その事業計画を都道府県知事に送付しなければならない。

- (2) 利害関係者は、事業計画について意見がある場合は、都道府県知事に意見書を提出することができます。

(土地区画整理法第55条第2項)

利害関係者は、前項の規定により縦覧に供された事業計画について意見がある場合においては、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、都道府県知事に意見書を提出することができる。ただし、都市計画において定められた事項については、この限りではない。

- (3) 事業計画について、利害関係者から意見書が知事に提出されると、知事は、意見書を都市計画審議会に付議し、都市計画審議会は意見書の内容を審査します。

(土地区画整理法第55条第3項)

都道府県知事は、前項の規定により意見書の提出があった場合においては、これを都道府県都市計画審議会に付議しなければならない。

(土地区画整理法第55条第4項)

都道府県知事は、都道府県都市計画審議会が前項の意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると議決した場合においては、都道府県が定めようとする事業計画については自ら必要な修正を加え、市町村が定めようとする事業計画については、その市町村に対し必要な修正を加えるべきことを求め、都道府県都市計画審議会がその意見に係る意見を採択すべきでないとして議決した場合においては、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

- (4) 口頭陳述の申出があったときは、口頭で意見を述べる機会を与えなければなりません。

(土地区画整理法第55条第5項)

前項の規定による意見書の内容の審査については、行政不服審査法中処分についての異議申立の審理に関する規定を準用する。

(行政不服審査法第25条第1項)

審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあるときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(行政不服審査法第31条)

審査庁は、必要があると認めるときは、その庁の職員に、第25条第1項ただし書の規定による審査請求人若しくは参加人の意見の陳述を聞かせ、第27条の規定による参考人の陳述を聞かせ、第29条第1項の規定による検証をさせ、又は前条の規定による審査請求人若しくは参加人の審尋をさせることができる。

- (5) 都市計画審議会が意見書に係る意見を採択すべきでないとして議決し、知事に答申した場合は、知事は、その旨を意見書を提出した者に通知し、事業は、原案どおり進められることとなります。

一方、都市計画審議会が意見書に係る意見を採択すべきであると議決し、知事に答申した場合は、市町村に対して事業計画の修正を求めます。

(土地区画整理法第55条第4項)

(略) 左記参照

- (6) 市町村は、事業計画に修正を加え、修正に係る部分について再度、縦覧を行い、当審議会において意見書を審査することになります。

(土地区画整理法第55条第6項)

都道府県知事又は市町村が第4項の規定により事業計画に修正を加えた場合（政令で定める軽微な修正を加えた場合を除く。）においては、その修正に係る部分について、更に第1項から本項までに規定する手続きを行うべきものとする。

土地区画整理事業における事業計画に対する意見書の審査フロー
 (口頭意見陳述の取扱いについて, 現行と見直し後の比較)

